

掛川市議会議長 松 本 均 様

掛川市長 久 保 田 崇

健全化判断比率（将来負担比率）の訂正について

令和 3 年 9 月 1 日付けで提出した報告第 6 号「健全化判断比率の報告について」の内容の一部を下記のとおり訂正いたします。

記

1 訂正内容

将来負担比率の欄中「43.5」を「43.6」に訂正する。

2 訂正理由

将来負担比率の算定方法を再度検証した際、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資として積み立てた新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金を地方債の償還額等に充当可能な基金として計上していたため、当該基金を除外して再計算したところ、将来負担比率が変動した。

3 決算書等の訂正

将来負担比率の訂正に伴い、次のとおり決算書等の数値を訂正する。

(1) 決算書

ア 訂正箇所：23ページの下から16行目

イ 訂正内容：「43.5%」を「43.6%」に訂正する。

(2) 決算書

ア 訂正箇所：36ページの財政状況指数に関する調書の将来負担比率の項、令和 2 年度の欄

イ 訂正内容：「43.5」を「43.6」に訂正する。

(3) 決算説明書

ア 訂正箇所：14ページの健全化判断比率の状況の表の将来負担比率の項、令和 2 年度の欄

イ 訂正内容：「43.5%」を「43.6%」に訂正する。

4 監査意見

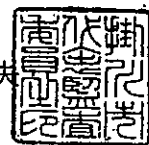
裏面意見書のとおり



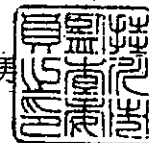
掛 監 査 第 31 号  
令和 3 年 9 月 14 日

掛川市長 久保田 崇 様

掛川市監査委員 山 下 一 夫



掛川市監査委員 山 本 行 男



### 令和 2 年度健全化判断比率再審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、再審査に付された令和 2 年度健全化判断比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

#### 1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の期日

令和 3 年 9 月 14 日

#### 3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

#### 4 審査の結果

令和 3 年 9 月 13 日付けで再審査に付された令和 2 年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

審査の結果、実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、計上すべき実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないものと認められた。

実質公債費比率は、早期健全化基準内であることが認められた。

将来負担比率は、算定の基礎となる数値の一部に誤りが認められ、再計算した結果、43.5%から43.6%に訂正されているが、早期健全化基準内であることが認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和 2 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.94
連結実質赤字比率	—	16.94
実質公債費比率	8.0	25.0
将来負担比率	43.6	350.0